

司法書士法教育ネットワーク第3回定時総会記念研究会

司法書士 中野篤子

発表テーマ～成年後見制度について～

- 1 判断能力の喪失・減退した高齢者・障害者
意識して周りを見渡すと必ず身近にいる。
意識しないと気がつかない。
例えば・・・親戚、近所の人、学校・・・

- 2 高齢者・障害者（知的・精神）の権利擁護と成年後見
平成12年4月1日施行（介護保険と同じ時期）
法定後見と任意後見がある。
判断能力が減退・喪失した人の権利を守るしくみ

- 3 どのように支援することができるのか
「仕組みを知る」ことの大切さ

- 4 必要な人に適切な支援が行き届く社会
全ての人に住みやすい社会

例えば身近にこんなことはありませんか。

その1

最近おじいさんが物忘れをしたり、道に迷ったりしている。介護が必要なのでヘルパーさんなどに来てもらって家で生活している他、近所に住んでいることもあり母が様子を時々見に行っている。

火の不始末があって近所の人に苦情を言われたり、悪質商法に引っかかりそうになったりしているので、そろそろ施設に入居した方が良いのではないかと両親は思っているらしいが、おじいさんは住みなれた家を離れたくないらしい。

その2

近所に精神障がいを持つ人のグループホームを建設するという話が持ち上がった。町内では受け入れるか、反対かで意見が分かれて話し合いが続いている。

その3

小学生の時に同じクラスだった女の子。いろいろなことがうまくできなくて、同級生ともうまく馴染めなかった。中学校から特別支援学校に通うことになった。